

経済産業省

20170727 貿局第1号
輸入注意事項29第4号
経済産業省貿易経済協力局

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和55年11月28日
付け輸入注意事項55第76号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年8月10日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部改正につい
て

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和55年11月28日
付け輸入注意事項55第76号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成29
年8月16日から施行する。

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号）

改正後	現行
<p>輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による輸入の承認を受けなければならない場合は、昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）の第二号に規定されていますが、当該輸入の承認を受けるための手続きは、輸入貿易管理規則第2条第1項によるほか、下記の要領によることとし、昭和55年12月1日から施行します。</p> <p>なお、昭和37年10月11日付け輸入注意事項37第39号（貨物の原産地又は船積地域に係る事前許可について）は昭和55年11月30日限りで廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による輸入の承認を受けなければならない場合は、昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）の第二号に規定されていますが、当該輸入の承認を受けるための手続きは、輸入貿易管理規則第2条第1項によるほか、下記の要領によることとし、昭和55年12月1日から施行します。</p> <p>なお、昭和37年10月11日付け輸入注意事項37第39号（貨物の原産地又は船積地域に係る事前許可について）は昭和55年11月30日限りで廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 対象品目 輸入公表二の表の第1及び第2に掲げる貨物 <u>ただし、輸入公表二の表の第2の4に掲げる貨物に係る輸入の承認を受けるための手続きについては、「特定の水銀の輸入承認について」（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第18号）に定めるところによる。</u></p> <p>2 書面申請手続 (1) 提出書類 (イ)～(へ) (略) <u>(ト) 輸入公表三の9の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類1通</u> <u>(チ)～(ル) (略)</u> (ヲ) 輸入公表三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品に係る申請の場合には、輸入しようとする貨物の仕様を証する書類（当該貨物がオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aに掲げる規制物質が含まれていない旨を証する書類） 1通 (削除)</p>	<p>1 対象品目 輸入公表二の表の第1及び第2に掲げる貨物</p> <p>2 書面申請手続 (1) 提出書類 (イ)～(へ) (略) (追加)</p> <p><u>(ト)～(ヌ) (略)</u> (ル) 輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品に係る申請の場合には、輸入しようとする貨物の仕様を証する書類（当該貨物がオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aに掲げる規制物質が含まれていない旨を証する書類） 1通 <u>(ヲ) 輸入公表三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする</u></p>

<p>(ワ) (略) (2)～(5) (略)</p> <p>[別紙1] ～ [別紙3] (略)</p>	<p><u>生鮮又は冷蔵のみなまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類</u> <u>1通</u></p> <p>(ワ) (略) (2)～(5) (略)</p> <p>[別紙1] ～ [別紙3] (略)</p>
---	---